

令和6年度

消防学校教育訓練計画

教 育 訓 練 の 種 類

□ は令和6年度実施

I 消防職員教育

- (1) 初任教育 — □ 初任教育 …… 新規採用職員の基礎的教育訓練
- (2) 専科教育 —
 - 警 防 科 …… 消防隊等の指揮者として必要な教育訓練
 - 特殊災害科 …… 特殊災害等に対処する指揮者の教育訓練
 - 予防査察科 …… 予防行政担当者として必要な教育訓練
 - 危 険 物 科 …… 危険物行政担当者として必要な教育訓練
 - 火災調査科 …… 火災調査担当者として必要な教育訓練
 - 救 急 科 …… 救急隊員として必要な教育訓練
 - 救 助 科 …… 救助隊員として必要な教育訓練
- (3) 幹部教育 —
 - 初級幹部科 …… 初級幹部として必要な教育訓練
 - 中級幹部科 …… 中級幹部として必要な教育訓練
 - 上級幹部科 …… 上級幹部として必要な教育訓練
- (4) 特別教育 —
 - 操法審査員研修 …… 消防操法大会の指導者養成の教育訓練
 - 実火災体験型研修 …… 火災現場の各級指揮者として必要な教育訓練

II 消防団員教育

- (1) 基礎教育 — □ 基礎教育 …… 新任団員等に対して行う基礎的教育訓練
- (2) 専科教育 —
 - 警 防 科 …… 消防の隊員として必要な教育訓練
 - 機 関 科 …… 機関員として必要な教育訓練
- (3) 幹部教育 —
 - 初級幹部科 …… 初級幹部として必要な教育訓練
 - 指揮幹部科（現場指揮課程） …… 現場指揮者として必要な教育訓練
 - 指揮幹部科（分団指揮課程） …… 分団の指揮者として必要な教育訓練
- (4) 特別教育 —
 - 女性消防団員研修 …… 新入女性消防団員に対して行う教育訓練
 - 現 地 指 導 …… 消防非常備地域に対して行う教育訓練
 - 特別入校・特別指導 …… 特別な目的のために行う教育訓練
 - 消防団長研修会 …… 消防団長・副団長に対して行う教育訓練

III その他教育

- その他教育 — 自衛消防研修 …… 石油コンビナート等の自衛消防隊員に対して行う教育訓練

1 教育の基本方針

消防職員及び消防団員等に対して、消防の任務を正しく認識させるとともに、人格の向上、学術技能の習得、体力・気力の錬成、規律の保持、さらに協同精神の涵養を図り、もって公正明朗かつ能率的に職務を遂行し、地域住民の信頼と期待に応える消防人を育成する。

2 令和6年度の重点実施項目

消防職員教育

(1) 初任教育の継続実施

消防学校教育の中で最も重要な教育であり、新規採用の消防職員を対象に消防業務全般に関する基礎的知識・技術を習得させ、併せて体力・気力・団体活動能力を身につけさせ、卒業後直ちに警防隊員として活動できることを目標に実施する。

(2) 予防査察科の継続実施

防火対象物、危険物施設に対する予防・保安規則のほか、住宅防火対策の推進、個室ビデオ店や社会福祉施設など小規模な防火対象物に対する防火安全対策の徹底など予防行政全般の充実を図る必要があることから、引き続き実施する。

(3) 火災調査科の継続実施

火災態様の複雑化に伴い、その原因究明に困難をきたす事例が増加する傾向にあること、情報開示等に対応するため、火災調査体制の充実が必要なことから、引き続き実施する。

(4) 救急科の継続実施

増加する救急需要に対応するため、救急隊員を養成し、さらなる救急業務の高度化と救命効果の向上を図る必要があることから、引き続き実施する。

(5) 救助科の継続実施

専門的知識・技術を習得した救助隊員の養成が必要なことから、引き続き実施する。

(6) 特別教育の実施

① 操法審査員研修

県消防操法大会の実施年であるため、市町村大会、支部大会及び県大会の厳正かつ公平な審査員を養成するために実施する。

② 実火災体験型研修

実火災体験型訓練施設を使用して、火災の性状と変化、濃煙と熱気、注水による熱環境の変化を体験させ、火災防ぎょ等の知識及び技術の向上を図る必要があるため、令和6年度から実施する。

消防団員教育

(1) 消防団員の入校機会の拡充

消防団員は生業を持ち、またサラリーマンの比率も増加しており、消防学校への入校も困難なことが多いことから、できるだけ入校しやすい環境を整えるため、同じ教育の複数回実施、教育期間の短縮、宿泊教育については土日教育を行うことにより入校を促進する。

(2) 初級幹部科・指揮幹部科の継続実施

火災等の災害だけでなく、大規模災害への対応ができる実践的な指揮能力を高めるため、各級の指揮者の部隊統率に必要な知識・技術の習得を図り、消防団全体の災害対応能力の強化を図る必要があることから、初級幹部科と指揮幹部科を実施し、特に指揮幹部科は、現場指揮課程及び分団指揮課程に分けて実施する。

(3) 消防非常備地域の消防団の育成強化

消防の非常備地域である鹿児島郡三島村、十島村の消防団は、地理的環境や交通機関の事情により消防学校への入校が容易でないため、学校職員が現地へ赴き必要な教育訓練を実施し、消防団の育成強化を図る。

3 令和6年度に実施する教育

(1) 消防職員教育

① 初任教育（第87期）

令和6年4月3日(水)～9月13日(金) 164日間 800時間

新規採用の消防職員を対象として、消防業務全般に関する基礎的知識・技術を習得させ、併せて体力、気力、団体活動能力を身につけさせ、卒業後直ちに警防隊員として消防活動ができることを目標において実施する。

② 予防査察科（第16期）

令和6年11月18日(月)～11月29日(金) 12日間 63時間

予防担当者及び危険物担当者を対象として、予防・保安業務に必要な専門的知識を習得させ、防火対象物、危険物施設の規制事務が円滑に行えることを目標において実施する。

③ 火災調査科（第19期）

令和6年12月10日(火)～12月24日(火) 15日間 70時間

火災調査担当者又はその予定者を対象として、火災原因調査及び鑑定等に係る専門的知識・技術を習得し、火災調査業務を適切に遂行できる専門員を養成することを目標において実施する。

④ 救急科（第31期）

令和7年1月23日(木)～3月18日(火) 55日間 252時間

救急隊員の予定者を対象として、医学的知識や医療器具の取扱いを習得し、確実に応急処置等を実施できる救急隊員を養成することを目標において実施する。

⑤ 救助科（第29期）

令和6年10月1日(火)～10月30日(水) 30日間 140時間

救助隊員又はその予定者を対象として、最新の救助に関する知識・技能を習得し、安全・確実に救助活動を実施できる隊員を養成することを目標において実施する。

⑥ 操法審査員研修（第23期）

令和6年4月25日（木） 1日間 6時間

消防ポンプ操法の指導者又はその予定者である消防士長以上の階級にある者を対象として、消防操法を指導し、消防操法大会の公平な審査ができる職員を養成するために実施する。

⑦ 実火災体験型研修（第1期）

第1次：令和6年11月7日（木） 1日間 7時間

第2次：令和6年11月12日（火） 1日間 7時間

第3次：令和6年11月15日（金） 1日間 7時間

第4次：令和6年12月3日（火） 1日間 7時間

第5次：令和7年1月9日（木） 1日間 7時間

第6次：令和7年1月16日（木） 1日間 7時間

火災現場における各級指揮者、又はその予定者を対象として、火災性状、注水効果及び個人装備に関する理解を深め、災害現場での受傷事故等を未然に回避できる能力を養うことを目標に実施する。

(2) 消防団員教育

① 基礎教育（第56回）

第1次：令和6年4月20日（土）～21日（日） 2日間 12時間

第2次：令和6年5月25日（土）～26日（日） 2日間 12時間

第3次：令和6年6月22日（土）～23日（日） 2日間 12時間

第4次：令和6年7月6日（土）～7日（日） 2日間 12時間

新入団員及びこれに準ずる団員を対象として、地域防災の担い手としての任務と団組織を理解し、災害現場において自らの安全を確保しながら、下命に基づく消防活動ができる団員を養成することを目標において実施する。

② 機関科（第53回）

第1次：令和6年5月11日（土）～12日（日） 2日間 12時間

第2次：令和6年6月8日（土）～9日（日） 2日間 12時間

機関員又はその予定者を対象として、機関員として道路交通法等関係法令の知識、ポンプ工学の専門知識及び運用技術を理解し、小型ポンプ及び消防自動車を的確に運用できる機関員を養成することを目標において実施する。

③ 初級幹部科（第21回）

令和6年9月28日（土）～29日（日） 2日間 12時間

班長の階級にある者を対象として、消防団の初級幹部としての職責を自覚し、団運営に必要な規律、災害活動要領、安全管理の重要性について理解し、災害現場において、的確に指揮統率できる幹部を養成することを目標において実施する。

④ 指揮幹部科 現場指揮課程（第11回）

令和6年11月9日（土）～10日（日）2日間 14時間

部長の階級にある者を対象として、火災やその他災害、又は大規模災害時に、指揮者としての職責を自覚し、防ぎよ、救助救命、避難誘導など現場指揮のできる幹部を養成することを目標において実施する。

⑤ 指揮幹部科 分団指揮課程（第11回）

令和6年12月7日（土）～8日（日）2日間 10時間

分団長、副分団長の階級にある者を対象として、分団の長としての職責を自覚し、消防団の管理運営、住民への防災指導のほか、火災やその他災害、又は大規模災害時に、分団全体を指揮統率できる幹部を養成することを目標において実施する。

⑥ 現地指導

期日未定（村との協議により日時を決定）1日 4時間

鹿児島郡三島村及び十島村の消防団員に対し、消防活動に必要な知識・技術を習得させることを目標において、学校教官が現地へ赴き実施する。

⑦ 特別入校・特別指導

適宜（学校教育に支障のない時期に限る。）

市町村等の要請により消防学校教育に支障のない場合に限り、消防職員及び消防団員、その他事業所等の関係者を対象として必要な教育訓練を実施する。

⑧ 消防団長研修会

期日未定（消防協会との協議により日時を決定）1日 4時間

（一財）鹿児島県消防協会との共催により、消防団長を対象に消防団のトップとして必要な研修を実施する。

(3) その他の教育
自衛消防研修

適宜（学校教育に支障のない時期に限る。）

石油コンビナート等の自衛消防組織からの要請により、自衛消防隊員等を対象として必要な教育訓練を実施する。

4 行事等

- (1) 学友会役員会（5～6月実施予定）
- (2) 第36回鹿児島県消防操法大会 令和6年8月30日（金）

5 教育種別計画一覧

	延日数	実日数	教育時間	実施回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
消防職員	初任教育(第87期)	164	113	786 (14)	1	4/3				9/13							
	予防査察科(第16期)	12	10	63	1							11/18~29					
	火災調査科(第19期)	15	11	70	1							12/10~24					
	救急科(第31期)	55	37	252	1									1/23		3/18	
	救助科(第29期)	30	21	140	1						10/1~30						
	操法審査員研修(第23期)	1	1	6	1	4/25											
	実火災体験型訓練(第1期)	1	1	7	6								11/7,12,15	12/3	1/9,16		
	基礎教育(第56回)	2	2	12	4	4/20,21	5/25,26	6/22,23	7/6,7								
	機関科(第53回)	2	2	12	2		5/11,12	6/8,9									
	初級幹部科(第21回)	2	2	12	1						9/28,29						
消防団員	指揮幹部科	2	2	14	1							11/9,10					
	現場指揮課程(第11回)	2	2	10	1								12/7,8				
	分団指揮課程(第11回)	2	2	10	1												
	消防団長研修会	1	1	4	1	実施時期未定											
その他	現地指導	2	2	4	2	実施時期未定											
	自衛消防研修	1	1	4	1	実施時期未定											
	第36回県消防操法大会															8/30	

6 教育訓練計画日程表

R6年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
4月	← 第87期 初任教育 (4/3 ~9/13 延164日 実113日 786時間+14) →																														
5月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
5月	← 第87期 初任教育 (4/3 ~9/13 延164日 実113日 786時間+14) →																														
6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
6月	← 第87期 初任教育 (4/3 ~9/13 延164日 実113日 786時間+14) →																														
7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
7月	← 第87期 初任教育 (4/3 ~9/13 延164日 実113日 786時間+14) →																														
8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
8月	← 第87期 初任教育 (4/3 ~9/13 延164日 実113日 786時間+14) →																														
9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
9月	← 第87期 初任教育 (4/3 ~9/13 延164日 実113日 786時間+14) →																														
10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
10月	← 第29期 救助科 (10/1~10/30 延30日 実21日 140時間) →																														
11月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
11月	← 第16期 予防査察科 (11/18~11/29 延12日 実10日 63時間) →																														
12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
12月	← 第19期 火災調査科 (12/10~12/24 延15日 実11日 70時間) →																														
R7年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
1月	← 第31期 救急科 (1/23~3/18 延55日 実37日 252時間) →																														
2月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金			
2月	← 救急実習 →																														
3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
3月	← 第31期 救急科 (1/23 ~ 3/18 延55日 実37日 252時間) →																														

7 入校経費一覧

(単位：円)

教育名	延日数	休祝日	実日数	内訳 (単位：食)			食費	寮共益費	教材費	校 外 研修費	合 計	
				朝食	昼食	夕食						
初任	初任教育 (第87期)	164	51	113	107	107	85	143,680	26,660	70,540	20,000	260,880
消防職員	予防査察科 (第16期)	12	2	10	8	9	8	12,150	4,460	22,350		38,960
					(9)			(12,570)				(39,380)
	火災調査科 (第19期)	15	4	11	8	10	8	12,620	4,460	30,000		47,080
					(10)			(13,460)				(47,920)
	救急科 (第31期)	55	18	37	25	34	25	40,730	9,640	42,200	(6,680)	
(36)					(46,490)			(105,010)				
<34>					<25>			<44,510>				
救助科 (第29期)	30	9	21	16	20	16	25,240	5,200	15,850	1,400	47,690	
				(20)			(26,920)					(49,370)
特別	実火災体験型訓練 (第1期)	1		1	0	1	0	470	0	10,500		10,970
	操法審査員研修 (第23期)	1		1	0	1	0	470	0	3,500		3,970
消防団員	基礎教育 (第56回)	2		2	1	2	1	1,930	3,000	3,100		8,030
	機関科 (第53回)	2		2	1	2	1	1,930	3,000	3,840		8,770
	初級幹部科 (第21回)	2		2	1	2	1	1,930	3,000	3,100		8,030
	現場指揮課程 (第11回)	2		2	1	2	1	1,930	3,000	2,650		7,580
	分団指揮課程 (第11回)	2		2	1	2	1	1,930	3,000	2,650		7,580

■食費について

1 食費単価

- ・ 1日あたり1,460円 (内訳：朝食420円，昼食470円，夕食570円)

2 入校日，休日前日及び修了日 (卒業日) の食費

ア 消防職員

①入校日…………… 570円 (夕食のみ)

②休日前日，修了日…… 890円 (朝・昼食)

③休・祝日の翌朝食…… 専科教育及び幹部教育は，原則として月曜日 (休・祝日の場合は翌日) に帰校することとし，本土内の消防本部については朝食は提供しません。

なお，離島の所属は朝食を提供するため，朝食代を徴収します。

- ・ 「予防査察科」，「火災調査科」，「救助科」の欄の二段書は，上段が本土，下段が離島の金額。
- ・ 「救急科」の欄上段は本土，中段は熊毛地区消防組合を除く離島の消防本部を () 書きで，下段は，熊毛地区消防組合を < > 書きで表記しています。

イ 消防団員

①入校日…………… 1,040円 (昼・夕食)

②修了日…………… 890円 (朝・昼食)

3 「初任教育」実務 (所属) 研修期間中の食費

- ・ 教育期間中に所属での実務研修を4日間実施するため，実務研修期間中は食事を提供しません。

4 「救急科」救急実習期間中の食費

- ・ 教育期間中に所属での救急実習を2日間実施するため，本土及び熊毛地区消防組合については実習期間中の食事は提供しません。

- ・ なお，熊毛地区消防組合を除く離島の所属については，本土内の医療機関において救急実習を実施するため食事代として1,980円 (朝食420円×2回，夕食570円×2回) を徴収します。

■校外研修費について

「救急科」の校外研修費については，熊毛地区消防組合を除く離島の所属にあつては救急実習に係る交通費相当分として1人当たり6,680円を徴収します。